平成２２年（フ）第１９９０号
堺市西区北条町２丁８番47号　山元方
債務者　松本　卿允
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　良策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７１号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番６―407号
債務者　吉門　英樹
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　良策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４００３号
北海道千歳市北栄１丁目９番20号
債務者　森本　和代（旧姓羽豆）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田友樹示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
埼玉県東松山市六反町５番地30　リリーハイツ201
債務者　野本　浩利
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保岡　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３７３号
長野県松本市神田１丁目27番18号
債務者　中村　靖雄
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　　旭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４０号
北海道苫小牧市元町１丁目７番６号
債務者　藤崎　博之
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０号
京都府亀岡市篠町柏原町頭47番地
債務者　石野　泰久
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
北海道苫小牧市柏木町４丁目８番20号
債務者　加勢　秀広
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田周一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５５０号
千葉県印西市原４丁目５番地13棟701号
債務者　山口　信夫
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　希代　竜彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第４１３号
山形市元木２丁目４番20号
債務者　株式会社たかみ青果
代表者代表取締役　高橋　正一
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　市住３―1006号
債務者　吉本　美輪
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８０号
函館市赤川１丁目６番12号
債務者　奥田　央子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第９６号
北海道亀田郡七飯町桜町２丁目２番25号　セジュールウィルモア西沢Ⅱ―202号、住民票上の住所北海道亀田郡七飯町大中山２丁目31番２号
債務者　大野　利夫
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０３号
函館市富岡町２丁目26番16号
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
函館市西旭岡町３丁目１番地２
債務者　中川　行夫
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
三重県伊勢市古市町355番地10
債務者　安濃　真紀
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番12―206号
債務者　杉田美代子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係